

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和8年5月15日（令和8年（行情）諮問第644号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第678号）

事件名：特定職員の出勤簿の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特許庁職員の特定期間の平成29年の出勤簿。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月21日付け20220121特許4により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、特定個人は、平成29年は年間を通して経済産業省に出向しており特許庁に在籍していないようであるが、この経済産業省に出向の経緯に関する文書も開示していただきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- （1）審査請求人は、令和4年1月19日付けで、法3条の規定に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月21日付けでこれを受け付けた。
- （2）本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、法9条2項の規定に基づき、令和4年2月21日付けで20220121特許4をもって、下記2のとおり、全部を不開示とする決定（原処分）を行った。
- （3）原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、令和4年5月26日付けで、諮問庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1号の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は、同月30日付けで本件審査請求を受け付けた。
- （4）本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の適法性及び妥当性に

つき慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、全部を不開示とする原処分を行った。原処分において、不開示とした理由は、以下のとおりである。

該当文書は、特許庁において作成も取得もしておらず保有していないため、不開示とする。なお、特定個人は、平成29年は年間を通して経済産業省に出向しており特許庁に在籍していない。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、特定個人の経済産業省に出向した経緯に関する文書も開示していただきたい旨主張している。

しかしながら、審査請求人が主張する文書は開示請求書から特定できず、開示請求内容の範囲の拡大であり、審査請求の理由がない。

4 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和8年5月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定を求めているものと解される。ところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

当審査会において諮問書に添付された行政文書開示請求書の写しを確認したところ、「請求する行政文書の名称等」に記載された文言は、本件対象文書の名称と同一であると認められる。そうすると、審査請求人が審査請求書で主張する文書は開示請求書から特定できず、開示請求内容の範囲の拡大であるとする上記第3の3の諮問庁の説明は、是認できる。

次に、当審査会事務局職員をして公刊されている平成29年当時の経済産業省職員及び特許庁職員の名簿を確認させたところ、特定個人の在籍状

況に係る上記第3の3の諮問庁の説明との矛盾は認められない。

以上を踏まえると、特許庁において、本件対象文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約4年が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑